

寝屋川市木造住宅耐震改修補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寝屋川市木造住宅耐震改修補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第22条の規定に基づき、要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 要綱第6条第1号に規定する耐震改修計画の策定に要する費用とは、要綱第3条第5号に規定する耐震改修計画に適合するもので、当該計画に基づく耐震改修工事の見積りに要する費用を含む。

2 要綱第6条第2号に規定する耐震改修工事に要する費用とは、耐震診断結果を、要綱第3条第6号に規定する耐震改修工事に適合するよう評点を高めるために、構造上の検討を行い、耐震改修において必要不可欠な構造部材、耐力壁及びそれらの設置に伴う補強金物等、基礎工事(鉄筋コンクリート補強工事)等の構造耐力上の評点向上に直接つながる工事に要する費用をいう。

3 要綱第6条第3号に規定するシェルター設置工事とは、その設置工事及び設置に伴う工事に要する費用をいう。

4 前2項又は前3項に規定する内容が明確に分かるように耐震改修計画の策定に要する費用および耐震改修工事に要する費用について、それぞれ見積書（内訳明細書含む。以下同じ。）の中で項目を分けて表示するよう求めるものとする。

5 耐震改修工事に直接つながらない、次の各号に掲げる工事に係る費用は補助対象としないため、耐震改修工事に要する費用の見積書には含めないものとする。

- (1) 増築工事
- (2) リフォーム工事
- (3) 設備機器等の老朽化に伴う取替え工事
- (4) 既存部材の防腐防蟻処理
- (5) 床工事に伴う畳・フローリング等の仕上げ工事(補助対象範囲以外の部分)
- (6) 壁工事に伴う外壁・内壁の仕上げ工事(補助対象範囲以外の部分)
- (7) 天井下地を含む天井仕上げ工事(補助対象範囲以外の部分)

- (8) 外構工事(補助対象範囲以外の部分)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、構造耐力上必要がないと判断されるもの
(交付申請書に必要な書類)

第3条 要綱第8条第1項に規定する必要書類は、次の各号に掲げる書類をいう。

- (1) 建築基準法に規定する当該建築物の確認済証の写し又は検査済証の写し
ただし、昭和46年3月31日以前に確認を受けた建築物にあっては、この限りではない。
- (2) 耐震診断報告書
- (3) 土地及び建物の登記事項証明書
登記事項証明書の交付日は、交付申請日の3カ月以内のもの
- (4) 補助対象経費（耐震改修計画の策定に要する費用）の見積書・内訳明細書
- (5) 補助対象建築物に関する納税証明書（固定資産税）
- (6) 補助対象建築物の所有者の前年度の所得証明書
- (7) 補助対象建築物の所有者と占有者が異なる場合は、占有者からの耐震改修工事を実施してよい旨の同意書
- (8) 補助対象建築物の所有者と土地所有者が異なる場合は土地所有者からの耐震改修工事を実施してよい旨の同意書
- (9) 現地状況写真
- (10) 耐震改修技術者であることを証する書類の写し
- (11) 委任者がいる場合は委任状
(着手届に必要な書類)

第4条 要綱第10条第2項に規定する必要書類は、請負契約書の写しとする。ただし、耐震改修計画の策定にかかる請負契約等を行わない場合は不要とする。
(耐震改修計画協議書に必要な書類)

第5条 要綱第10条第4項に規定する必要書類は、次の各号に掲げる書類をいう。

- (1) 耐震改修計画書
耐震改修技術者が作成（署名したものに限る。）したもので、次に掲げる図書を添付したもの
 - ① 現況図（附近見取図、配置図、各階平面図及び立面図）
各階平面図には、現況の耐力壁等の配置を明確に表示したもの

② 耐震改修工事工程表

③ 計画平面図

改修計画の各階平面図に改修箇所及び新設部を着色にて表示し、改修工事費の見積書と整合させたもの

④ 補強計画図

補強方法を示す図面

⑤ 効果判定書（シェルター設置工事の場合は、不要）

耐震改修工事後の耐震診断の数値が1.0又は0.7以上であることを示すもの

⑥ 使用材料(認定品)の資料

認定書(許容耐力、壁倍率)等の内容の分かるもの

(2) 補助対象経費（耐震改修工事に要する費用）の見積書・内訳明細書

(3) シェルター設置工事の場合は、公的機関の試験等によりその耐震性能が証明されたもの

(変更申請書に必要な書類及び軽微な変更)

第6条 要綱第12条第1項に規定する必要書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 耐震改修計画書(変更)

(2) 変更内容が分かる書類

(3) 変更工事費内訳明細書

2 要綱第12条第1項ただし書きの規定による軽微な変更は、補助金の額が増減しない変更とする。ただし、その場合でも、変更の内容がわかる書類の提出を求めるものとする。

(工程の指定及び中間確認届に必要な書類)

第7条 要綱第13条第1項に規定する工程は、補強した基礎工事、壁工事、床工事、屋根工事、補強金物等の補強箇所が目視で確認できる時

2 要綱第13条第1項に規定する必要書類は、工事施工写真（着手前から中間確認まで。計画平面図と照合できるもの。）

(実績報告書に必要な書類)

第8条 要綱第14条に規定する必要書類は、次の各号に掲げる図書とする。

(1) 工事施工写真（中間確認以降から完了まで）

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し(原本照合有り。)

(委任)

第9条 この要領の施行について必要な事項は、この要領を担当する部長が定める。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。